



令和 6 年 11 月 26 日
午前・午後 4 時 44 分 受領

No. 1

議長	事務局長	係

令和 6 年 11 月 26 日

愛南町議会議長 佐々木 史仁 殿

愛南町議会議員 少林 法子

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
<p>1. 子育て環境の充実について</p> <p>(1) ひとり親家庭医療費助成制度の拡充について</p> <p>現在の医療費助成制度は、ひとり親家庭の子どもに対して20歳未満を対象としています。また、子どもが学生である場合は、20歳を超えても卒業または退学するまで適用されます。しかし、ここで言う「学生」とは、学校教育法第1条に定められた学校、大学、高等専門学校に限られています。このため、専修学校や各種学校に通う学生は対象外となっており、同じ学びの場にいるにもかかわらず、不平等な状況が生じています。</p> <p>町長は公約の柱の一つとして子育て環境の充実を掲げていますが、ひとり親家庭の経済的負担軽減の観点から、専修学校や各種学校に通う学生をもつひとり親家庭への支援拡充についてのお考えをお聞かせください。</p> <p>(2) 中高生の制服代の補助について</p> <p>中高生の制服代は、一式（夏冬の制服、ジャージ、カッターシャツ、運動着など）の総額が10万円を超えることが多く、3年ごとに買い替える必要があるため、家計に大きな負担を強いています。これに対する補助制度の導入および制服のリサイクルシステムの整備について、どのようにお考えかをお聞かせください。</p>	<p>町長</p>

2. 農業振興にどう取り組むか

地域の食を支えている水稲と野菜作りは、高齢化と担い手不足が加速しており、最も喫緊の課題であります。

そこで、農家の収入安定や就農者の増加に関する構想、国の「緑の食料システム戦略」の活用、有機農業の推進、移住・観光との連携等についてお尋ねします。

町長

3. 防災士を生かした、実際に動ける自主防災組織づくり

町は「防災士の資格」取得を推進しており、愛南町の資格取得者は、現在では高校生も含め 305 名、全国 1 位となっており、被災時には取得した防災スキルを発揮することが期待されています。

しかし、資格取得後のフォローが不足しており、個々の防災士は孤立している状況です。これでは、大災害時に組織的な動きが難しく、スキルが十分に発揮されない可能性があります。

また、現在の自主防災組織は区長を中心とした形態ですが、一年交代の区長が多く、組織の中核が毎年変わること、実際に機能しにくいという問題があります。

先進地を見ますと、宇和島市では、防災士間でグループラインを作って地域同士の情報交換をしており、被災時の情報共有にも役立ってるそうです。また、防災士同士が協力して被災時の避難所運営練習を何度も行い、役割分担の改善をしたり、組織的な動きのマニュアルを作ったりするなど、被災時にスムーズな活動ができるよう自主研修を重ねているそうです。

そこで、お伺いします。

(1) 防災士同士の横の連携を強化するため、防災士連絡協議会のような組織の必要性について

(2) 防災士を自主防災組織に位置付けることについて

町長

4. 住民参画型の町政をどう進めるか

この公約は、多様な方々との十分な議論を経て作成されたと聞いています。しかし、これまでの町政は住民参加にとどまり、住民参画には至っていません。今後、町民参画の町政をどう進めるのかについて伺います。また、高校生や若者の意見の取り入れ方、女性や障がいのある方の社会参画バックアップ体制の強化についてもお聞かせください。

町長

5. 精神障がい者の医療助成について

知的障がい者と身体障がい者には、重度心身障害者医療費助成制度が適用され、医療費の助成があります。等級によって助成率は違いますが、怪我や疾病等一般科の通院・入院も含め全てに適用されるものです。しかし、精神障がい者は、この制度には適用されません。

町長

精神障がい者は、国の制度である「自立支援医療」という制度の適用になります。が、この制度で医療費助成があるのは、精神科の通院のみで、精神科の入院、疾病や怪我等一般科の通院・入院には適用されません。不平等な扱いとなり、その結果、経済的に困窮している方々がおります。

愛南町独自で、精神障がい者の一般科への通院・入院助成が可能となる医療費助成の拡充についてのお考えをお伺いします。